

宮事審第 7 号

平成 23 年 7 月 8 日

宮城県知事 村井 嘉浩 殿

宮城県事業認定審議会

会長 渡 部



事業の認定に関する処分について (答申)

平成 23 年 4 月 18 日付け用第 14 号で諮問のありましたこのことについて、審議の結果、下記のとおり答申します。

なお、本答申及び審議過程において出されました主な意見を、別添のとおり本答申の附帯意見としますので、今後の事業認定事務等の参考とされますよう申し添えます。

記

加美町を起業者とする「加美町新庁舎建設工事及び農業用排水路付替工事」について、土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 20 条の規定に基づき事業の認定をするとの宮城県知事の判断を相当と認める。



## 附 帯 意 見

### 1 事業効果の明瞭化について

事業認定審議会（以下「審議会」という。）の役割は、諮問事案について、事業認定申請書などの提供された資料に基づいて、多様な分野の専門家による議論を通じて、事業認定における公益性に関する専門的かつ総合的な意見を事業認定庁に提言することであると考えます。

したがって、審議会において事業の公益性が議論しやすくなるよう、事業認定申請書は事業効果を可能な限り具体的な表現にするなど起業者に対して指導することを望みます。

### 2 審議会での議論の有効活用について

審議会での議論の中で出された主な意見については、今後の事業推進に寄与することができるよう、起業者に伝達されるよう配慮願います。